

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 栃木県栃木市旭町 2 2 番 2 4 号

氏 名 株式会社関東産業廃棄物処理公社

代表取締役 田村孝恵

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 4 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 大澤 正明



許可の年 月 日 平成 30年 3月 26日

許可の有効期限 平成 35年 3月 25日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、⑤特
）汚泥、⑥特）廃油、⑦特）廃酸、⑧特）廃アルカリ（以上 8 種類）

※⑤、⑥、⑦及び⑧に含まれる有害物質は許可証別紙 1 のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 20年 3月 26日 新規許可

平成 25年 3月 26日 更新許可

平成 25年 3月 26日 変更許可

平成 30年 3月 26日 更新許可



4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第 1 0 条の 1 2 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉍さい	特) ばいじん	特) 13号廃棄物
アルキル水銀化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
水銀又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)	-	-	-	○	○	-	-	-
カドミウム又はその化合物	-	-	-	○	○	-	-	-
鉛又はその化合物	-	○	-	○	○	-	-	-
有機リン化合物	-	-	-	○	○	-	-	-
六価クロム化合物	-	-	-	○	○	-	-	-
砒素又はその化合物	-	○	-	○	○	-	-	-
シアン化合物	-	○	-	○	○	-	-	-
PCB	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	-	-	○	○	○	-	-	-
テトラクロロエチレン	-	-	○	○	○	-	-	-
ジクロロメタン	-	-	○	-	-	-	-	-
四塩化炭素	-	-	○	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	○	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類	-	-	-	-	-	-	-	-

